

公布された規則のあらまし

佐賀県介護実習普及センター設置条例施行規則の一部を改正する規則（規則第七二号）

- 1 佐賀県介護実習普及センターの名称を佐賀県在宅生活サポートセンター（以下「センター」という。）に改めることとした。（題名、第一条及び第二三条関係）
- 2 指定管理者の管理の基準のうちセンターの休所日及び開所時間について所要の改正を行うこととした。（第四条及び第五条関係）
- 3 指定管理者の管理の基準のうちセンターの使用の制限に関する事項を定めることとした。（第六条関係）
- 4 指定管理者は、利用料金の承認を受けようとするときは、利用料金承認申請書を知事に提出しなければならないこととした。（第八条及び様式関係）
- 5 この規則は、平成二五年四月一日から施行することとした。